

令和 7 年 3 月 26 日

多治見市長 高木 貴行 様

多治見市是正請求審査会  
会長 北見 宏介

答 申

令和 6 年 11 月 7 日付け多総第 851 号により諮問のあった件について、下記のとおり答申します。

記

## 審査会の結論

本件是正請求を棄却すべきものとする。

## 第 1 事案の概要

### 1 事案の経緯

- (1) 是正請求人が令和 5 年度に行った是正請求（令和 5 年 7 月 19 日付け「ごみ集積場設置に係る補助金に関する是正請求」及び令和 5 年 8 月 22 日付け「たじみ市民討議会に係る参加者選出のあり方に関する是正請求」をいう。）の決定書及び答申書の写しが送付された際、多治見市是正請求審査会（以下「審査会」という。）の議事録の同封がなかった。
- (2) 是正請求人は、是正請求の担当課である総務課へ連絡し、議事録の送付を依頼した。
- (3) その後、総務課から文書で連絡があり、議事録の請求は、公文書公開請求（多治見市情報公開条例（平成 9 年条例第 22 号。以下「情報公開条例」という。）の規定による公文書公開請求をいう。以下同じ。）により取得するよう求められた。
- (4) 是正請求人が令和 5 年度以前に行った是正請求の決定書及び答申書の写しの送付時には、議事録も同封されていた。
- (5) 是正請求人が、令和 6 年 6 月 14 日に開催された北栄校区での地区懇談会で、議事録の入手について書面により事前質問をしたところ、審査会に限らず議事録は公文書に該当するため、公文書公開請求により請求するよう回答を受けた。

### 2 審査関係人の主張の要旨

- (1) 是正請求人の主張〔令和 6 年 7 月 3 日付け 是正請求書〕  
なぜ審査会の議事録を入手するために公文書公開請求をしなければ

ならないのか。

ア 公文書は全て公文書公開請求で入手すべきであるとの規定はどこにあるのか。

イ 行政が是正請求人自身に審査会の議事録を送付したのは違法と考えているのか。

ウ 図書館などにある「多治見市議会会議録」を閲覧するのに、公文書公開請求を求めているのか。

(2) 行為庁の主張〔令和6年7月24日付け多総第458号 弁明書〕

ア 全ての公文書は公文書公開請求で入手するべきであるとの規定の所在について

(ア) 全ての公文書は情報公開請求で入手するべきという規定はない。また、そのような規定がないことは、全ての公文書が公文書公開請求以外で入手可能であることを意味しているものではない。

(イ) 本市では、全ての公文書（ただし、個人情報などの非公開情報（情報公開条例第6条第2項各号に規定する情報をいう。以下同じ。）を除く。）について、市民が公文書の公開を請求する権利を保障するとともに、公文書の公開等に関し必要な事項を定めるため、情報公開条例を制定している。

(ウ) 本市における公文書公開請求の取扱いについては、法令や条例に個別の定めがあるもののほかは、情報公開条例の規定によることとなる（情報公開条例第1条）。なお、附属機関等は、会議における審議の内容が非公開情報に該当するおそれがある場合は、その会議の全部又は一部を非公開とすることができるとされている（情報公開条例第23条）。

(エ) 審査会については、是正請求人及び参加人の事情や考え（情報公開条例第6条第2項第1号に該当する非公開情報）が述べられる可能性があり、また、公開することにより率直な意見交換が損なわれるおそれ（情報公開条例第6条第2項第4号に該当する非公開情報）を考慮する必要がある。

(オ) このため、公文書公開請求を受け、非公開情報が含まれているか否かを精査のうえ、公開・非公開の決定をし、かつ、写しの交付にあっては実費を徴収（情報公開条例第12条第2項）することが適当であると考える。

イ 過去の議事録の写しを送付した行為についての違法性について

(ア) 情報公開条例が定める請求手続を経ずに議事録の写しを送付した事実について、国家賠償法（昭和22年法律第125号）に基づく損害賠償を請求された場合、又は実費を徴収せず議事録の写しを交付したことについて地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく住民監査請求が行われた場合、違法であると評価される可能性はある。

(イ) 違法性に対する行為庁の判断については、訴訟や住民監査請

求に対する対応に影響することから、意見を控える。

- (ウ) なお、国家賠償法に基づく損害賠償は訴訟において判断されることであり、住民監査請求の対象については多治見市是正請求手続条例（平成21年条例第42号。以下「条例」という。）第4条第1項第1号に該当し、是正請求の対象外とされている。

ウ 多治見市議会議事録の取扱いについて

- (ア) 地方自治法においては、秘密会を除くほか市議会の会議は、これを公開するとされている。また、多治見市議会会議規則（昭和51年議会規則第1号）において、会議録は、印刷して、議員及び関係者に配布するとされている。

- (イ) 市議会の会議録は市のホームページ、市政資料コーナー、図書館等で広く公表されているが、これらは閲覧であって、会議録の写しの無料交付は行われていない。

(3) 是正請求人の反論〔令和6年8月13日付け 反論書〕

- ア 行為庁の主張〔(2)ア及びイ〕に関して、審査会の議事録の入手に関し、是正請求人と第三者とでは対応が異なることが全く考慮されておらず、一律に公文書公開請求によることを強調している。

是正請求人に対し、決定書、答申及び議事録を送付することは、是正請求の一連のプロセスに関する行政の当然の対応と考えるべきである。是正請求人からすれば、それによって初めて自分の請求がどのように議論されて、答申・決定に至ったかを知ることができるからである。非公開情報を考慮する必要もなければ、情報公開条例が定める請求手続を経ないことについて違法と評価される可能性もないことは全く明らかである。

- イ 行為庁の主張〔(2)ウ〕に関して、市議会の会議録は、「広く公表されているが、これらは閲覧であって、会議録の写しの無料交付は行われていない。」とある。しかし、公文書公開請求の手続は不要であり、全ての会議録は公文書であって公文書公開請求で入手すべきものではあるとは言えない。

## 第2 審理員意見書の要旨

### 1 審理員の判断

本件是正請求は、棄却されるべきである。

### 2 審理段階における是正請求人の主張の整理

- (1) 審査会議事録の入手に関し、是正請求人と第三者とでは対応が異なることが全く考慮されていない。
- (2) 是正請求人に対し、決定書、答申書の写し及び議事録を送付することは、是正請求一連のプロセスに関する行政の当然の対応と考えるべきである。
- (3) 市議会の会議録は、公文書公開請求の手続は不要である。会議録

は公文書であり、公文書公開請求で入手すべきものではあるとは言えない。

### 3 審理段階における検討

- (1) 審査会では、是正請求人及び参加人の事情や考え（情報公開条例第6条第2項第1号（個人に関する情報））が述べられる可能性があり、また、公開することにより率直な意見交換が損なわれるおそれ（情報公開条例第6条第2項第4号）を考慮する必要がある。公開の可否を判断するうえでも公文書公開請求は必要となるため、たとえ是正請求人であったとしても情報公開条例の規定により請求をする必要がある。
- (2) 是正請求に係る決定は、条例第28条の規定により、主文、事案の概要、審理関係人の主張の要旨、理由を記載した決定書により行うこととなっており、審査会議事録を添付する必要はない。
- (3) 市議会の会議は、地方自治法第115条において公開することとなっており、同法第123条において会議録を作成することとなっている。  
市議会の会議録は、原本と閲覧用があり、公開は個人情報に関する発言がある箇所を伏せた閲覧用を用いて行われている。  
一方、原本は、議会事務局で保管され、個人情報に関する箇所も含めて、全てのやり取りが記録されている。  
このため、会議録の閲覧は、特に手続をすることなくすることができるが、原本の開示を請求する場合は、情報公開条例の規定に基づき請求する必要がある。  
また、原本及び閲覧用ともに、写しの作成に要する費用（実費）が必要となる。

### 第3 諮問に係る審査庁の判断

審査会に係る議事録は、公文書であり、是正請求人及び参加人の個人情報並びに公開することにより率直な意見交換が損なわれるおそれのある内容が含まれる。このため、情報開示の可否を判断するうえでも公文書公開の手続を行うことが適切であり、議事録の公開は、是正請求人であったとしても情報公開条例の規定により請求をする必要がある。

よって、当該議事録の入手に公文書公開請求を求めた行為庁の対応に是正の必要性は認められず、条例第27条第2項の規定により、棄却されるべきである。

### 第4 審査会の判断

#### 1 諮問に至るまでの経過

本件是正請求に係る諮問に至るまでの経過は、以下のとおりである。

令和6年7月3日 是正請求書提出

令和6年7月9日 審理員指名

令和 6 年 7 月 24 日 行為庁が弁明書を提出  
令和 6 年 8 月 13 日 是正請求人が反論書を提出  
令和 6 年 8 月 27 日 行為庁が資料を提出  
令和 6 年 9 月 24 日 審理員意見書提出  
令和 6 年 11 月 7 日 諮問

これら一連の手続について、手続上の瑕疵は認められない。

## 2 是正請求の要旨

審査会は、令和 6 年 12 月 26 日に是正請求人に対し口頭意見陳述を行い、また、是正請求人が提出した資料（過去に行った是正請求に係る議事録）を確認し、本件是正請求の主旨を次のように認定した。

- (1) これまで行なってきた全ての是正請求では、決定書送付の際に請求手続を行うことなく議事録が同封されていたが、令和 5 年度に行った是正請求に係る議事録について、取扱いが変更された（是正請求人本人が取得する場合でも、公文書公開請求が必要とされた）ことが理解できない。
- (2) 情報公開条例第 23 条では、附属機関等の会議は公開が原則であると規定する。多治見市が目指す市民が主役のまちづくりの実現のために、会議の議事録の積極的な公開は、大切な役割を果たすものである。
- (3) 議事録の送付によって初めて、自らが行った是正請求に対する審査会の議論の経過及び認容又は棄却の判断の理由が分かることから、是正請求の当事者として当然に議事録の送付を受けられるべきである。
- (4) 自らが行った是正請求に係る議事録に記載された内容は、行為庁が非公開情報とする個人情報や委員の率直な意見交換を妨げるおそれがある情報に該当するとは言えず、違法とは考えないが、非公開情報が除かれた議事録であっても許容する。

## 3 議事録の送付の取扱いが変更された経緯

- (1) 是正請求人に対して送付すべき書類は、条例の以下の規定において、答申書の写し及び決定書の謄本を定めており、条例及び条例施行規則には、議事録の送付についての規定はない。

ア 答申書の写し 条例第 36 条の規定により、審査会が送付

イ 決定書（謄本） 条例第 28 条第 3 項の規定により、審査庁が送付

### 【多治見市是正請求手続条例（抜粋）】

（決定の方式）

第 28 条 略

2 略

3 審査庁は、決定をしたときは、決定書の謄本を審理関係人（審査庁である行為庁を除く。）に送付しなければならない。

（答申書の送付等）

第 36 条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査関係人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(2) 行為庁によると、運用のための内規等の定めはなく、送付物の記録は残っていないため、過去の案件での議事録の送付有無やどのように送付していたかの詳細は不明である。また、担当者間の事務の引継ぎにおいて、是正請求人に議事録を送付することは引き継がれていなかった。

(3) 行為庁は、令和6年度において、担当者が替わり、条例及び条例施行規則の規定に立ち返り、これまでの議事録の取扱い（非公開とすべき情報を公開したこと）が情報公開条例の規定に沿ったものではないと判断し、議事録を送付しないこととする取扱いを決定したものである。

#### 4 議事録の公開のあり方

審査会をはじめとした附属機関等の議事録は、情報公開条例第22条第2項第3号の規定により原則公表しなければならない、非公開情報に該当する情報について、例外的に公表しないこととしている。この公表に適さないものに関しては、個別に公文書公開請求によることもある。

(1) 公文書公開請求では、公開しないことができる情報とそれ以外の情報が併せて記録されている場合、実施機関は、情報公開条例第7条の規定により、公開しないことができる情報が記録されている部分を除いて、当該公文書を公開しなければならない。このことは、附属機関の議事録の公表においても、同様であると解される。

(2) 市の附属機関である審査会等において、非公開情報を含む議事録の公表には、非公開情報を除くための配慮が必要であり、過去の審査会における議事録を一律全部公開していたことについて、適切さを欠く面があったことは否定できない。

##### 【多治見市情報公開条例（抜粋）】

##### 第22条 略

2 市は、次に掲げる事項に関する情報で、市が保有するものを公表しなければならない。ただし、当該情報の公表について法令等で別段の定めがあるとき又は当該情報が第6条第2項第1号から第5号までに規定する非公開情報に該当するときは、この限りでない。

(1)・(2) 略

(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関又はこれに類するもので実施機関が定めるもの（以下「附属機関等」という。）の報告書及び議事録並びに当該附属機関等への提出資料

#### 5 当事者として議事録の公開を受ける権利

(1) 情報公開条例第22条に基づく議事録等の公表は、市民が市政に関する情報の公開を受ける権利を保障するものであり、ホームページ等での公表が想定される。

- (2) 是正請求人は、ホームページ等により議事録を広く市民に公表することではなく、是正請求の当事者として当然に議事録の送付を受けられるべきであると主張する。
- (3) しかしながら、是正請求の当事者であることを理由に公文書公開請求の手続によらず当然に議事録の個別送付を受けること（権利）は、情報公開条例第22条の趣旨においても、是正請求制度の仕組みにおいても想定されていない。

以上により、審査会は、本件請求について棄却すべきと答申する。

## 6 付言

- (1) 情報公開条例第22条第2項第3号の規定により、附属機関等の議事録は原則として公表しなければならないこととされており、行為庁が審査会の議事録について公表の措置を採っていなかったこと及び議事録を入手するために一律に公文書公開請求によるべきとした対応は、適切ではなかった。
- (2) 市は、情報公開条例の趣旨の実現のために、市政に関する情報を広く公表すべきである。その公表の方法は、同条例第22条第4項に基づき実施機関が定めることとなるが、例えば、ホームページ上での公表のように今日一般的に用いられる手段であっても、情報を受け取ることが困難な者がいることに十分配慮されたい。